

支援 サツマイモの作付けを支援します

サツマイモの産地形成のため、4年度に作付けする方に補助金を交付します。申請期限はいずれも6月30日(木)までです。

①新規作付は場支援

- 対象者 新規でサツマイモを作付する農家または団体
- 補助率 20,000円/10a
- 条件
 - ・新規でサツマイモを作付するほ場であること
 - ・10a以上の作付を行うこと
 - ・販売を目的とすること
 - ・市税に滞納がないこと

●申請方法

実施計画書を農林課・各行政局へ提出してください。実施計画書は市ホームページからダウンロードできるほか、申請窓口で配布します。

②サツマイモ苗購入支援

- 対象者 サツマイモを作付する農家または団体対象
- 補助率 苗購入額の20%以内
- 条件
 - ・販売を目的とすること
 - ・市税に滞納がないこと

●申請方法

次の書類を農林課・各行政局へお持ちのうえ申請してください。
①4月1日以降の領収書または購入証明書(購入者名・領収月日・品名・数量・金額が確認できるもの)
②申請人名義の通帳
③印鑑
●その他
JA福島さくらから苗を購入された方は、JAがまとめて申請しますので市への手続きは不要です。

問・甲産業部 農林課 ☎81-2511

周知 後期高齢者医療制度 令和4・5年度保険料率のお知らせ

後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率の見直しを行っています。4・5年度の保険料率が次のとおり改定されました。年間保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となり、個人ごとに計算されます。令和4年度保険料は、8月上旬にお知らせします。

| 区分 | 保険料率 (令和4・5年度) | 増減幅 |
|-------|----------------------------|-----------|
| 均等割額 | 44,300円 | + 1,000円 |
| 所得割額 | 賦課のもととなる所得金額 ※1 × 8.48% | + 0.25% |
| 賦課限度額 | 660,000円 | + 20,000円 |

※1：総所得金額等から43万円を差し引いた額。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

問福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-563-3310

補助 景観作物作付補助

新たな名所づくりによる交流人口の増加を目的に、花などの景観作物を作付けする団体または個人に、種子代など作付けにかかる費用の一部を補助します。

●対象経費

種子、苗、肥料、農薬、支柱などの購入費用

●土地面積要件

5,000㎡以上の一団となった土地

●補助額

1,000㎡あたり50,000円(上限)
※寄付金や協賛金などがある場合は補助金が減額されます。

●その他

購入前に申請してください。申請は原則1団体(個人)あたり年1回とし、3年までを上限とします。生産した作物を販売する場合は、届け出が必要です。詳しい内容はお問い合わせください。

問・甲

産業部 観光交流課 ☎81-2136

募集 果樹講習会の参加者募集

りんご、もも、なし、ブドウ、ブルーベリー、カキ、ウメなどの果樹栽培を計画している方向けに、摘果や剪定の実演を交えた果樹講習会を開催しています。講習会へ参加を希望する場合は、農林課へお申し込みください。
問・甲産業部 農林課 ☎81-2511

支援 果樹栽培を支援します

販売を目的に果樹栽培を行う農家・事業者に補助金を交付します。詳しい内容は、農林課へお問い合わせください。

●対象品目

果樹(りんご、もも、なし、ブドウ等)

●対象経費 苗木購入費、支柱・棚設置費、肥料購入費等

●対象面積

おおむね1品目あたり10a以上

●補助率 1/2以内(上限額有り)

問・甲産業部 農林課 ☎81-2511

補助 水稻病害虫防除薬剤 購入補助

4年産米の病害虫防除に使用する薬剤購入者に補助金を交付します。

●対象

苗立枯病、斑点カメムシ防除・いもち病など、水稻病害虫防除のため使用する薬剤。

●補助率

購入額の10%

●申請期間

4月11日(月)～10月31日(月)

●申請先

農林課、各行政局、各出張所で受け付けます。次のものを持ってお越しください。

①領収書または購入証明書(購入業者名・領収月日・薬剤名・数量・金額が確認できるもの)

②申請人名義の振込先通帳の写し

③印鑑

●その他

JA福島さくらから購入された方は、JAがまとめて申請しますので、手続不要です。

問・甲産業部 農林課 ☎81-2511

各行政局、出張所

補助 水稻種苗購入補助金

4年産米に用いる種苗を購入者に10aあたり500円を上限に補助金を交付します。

●対象

4年産米を作付するために購入した水稻種苗(備蓄用米・飼料用米・WC5を含む。自家増殖種子は補助対象外)

●補助額

10aあたり500円(上限)

●申請期間

4月11日(月)～6月10日(金)

●申請先

農林課、各行政局、各出張所で受け付けます。次のものを持ってお越しください。

①領収書または購入証明書(購入業者名・領収月日・数量・金額が確認できるもの)

②申請人名義の振込先通帳の写し

③印鑑

●その他

JA福島さくらから購入された方は、JAがまとめて申請しますので手続は不要です。

問・甲産業部 農林課 ☎81-2511

各行政局、出張所

補助 田村市産材活用 促進事業補助金

田村市産材を利用して市内に木造住宅を新築および増改築する建築主に対し、補助金を交付します。

●受付期間

随時受付
※定数になり次第締め切ります。

●要件

- ①田村市産材を利用していること。
※市内の森林で生産され、かつ、市内で製材、加工された木材であることの証明書が必要
- ②市内に居住することを目的に市内の建築業者により施工される木造住宅(新築および増改築)であること。
- ③木造住宅の延床面積が50㎡以上であること。
- ④主要構造材(柱、梁、桁、土台、小屋組)で、市産材を7㎡以上使用していること。
- ⑤5年3月末までに完成し実績報告書を提出できること。

●補助額 1件当たり50万円

●申請方法

申請に必要な書類は市ホームページからダウンロードできます。詳しい内容はお問い合わせください。

問・甲産業部 農林課 ☎81-2511

自動車税種別割は、納期限5月31日(火)までに納めましょう!

自動車税種別割は毎年4月1日現在で運輸支局の登録名義人である所有者(割賦販売による購入の場合は使用者)が納めることになっています。全国の主なコンビニエンスストアやキャッシュレス決済アプリによる納付(LINE Pay、PayPay等)、インターネットを利用したクレジットカード納付も可能です。納税通知書は5月上旬にお送りしますので、転居等で届かない場合は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

●自動車税種別割の減免制度

一定の要件に該当する障がいのある方のために使用される自動車は、納税義務者の申請により自動車税

種別割が減免される制度がありますので、4月1日から5月31日までに申請してください。

問・甲福島県中地方振興局県税課 課税第二課

☎024-935-1261



広告欄 Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 総務課 (☎0247-81-2117) へ

広報紙はここでも配っています!

- ▼市役所・行政局・公民館・図書館などの公共施設
- ▼ふねひきパーク食品館▼ヨークベニマルメガステージ田村店▼リオン・ドール船引店▼TSUTAYA 船引店



店舗配布は、最新号のみの取り扱いです。

●問い合わせ
総務部 総務課
☎81-2117

田村市消費生活センター

事業者との契約や製品トラブルなど、消費生活に関するご相談に対応いたします。ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。電話と来所でご相談を受け付けています。

【受付】午前9時～午後4時
(月～金、土日祝日を除く)

【電話】0247-61-5009

【場所】市民部 生活環境課内